脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業

調査委託契約に係る特別約款

平成２６年４月１日制定

平成２６年７月１５日改正

平成２７年４月１日改正

平成３０年４月２５日改正

２０２３年４月１４日改正

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）との調査委託契約に係る特別約款は、次のとおりとする。

（経費の分担）

第１条　甲及び乙は、調査委託契約約款（以下「原約款」という。）第１条に規定する実施計画書に定める委託業務の実施に要する経費をそれぞれが負担する経費項目に基づき負担するものとする。

２　前項の負担する経費項目は、次のとおりとする。

　　甲：主たる経費（「労務費」又は「その他経費」）

　　乙：上記以外の全ての経費

（委託業務の管理）

第２条　委託業務の管理については、原約款第４条の規定のほか、次の各号のとおりとする。

一　甲は、一の契約書において複数の者と調査委託契約を締結する場合において原約款第１１条第１項及び同条第２項第１号に規定する検査を契約者のうち特定の一の者に行　　わせることが適当と認められるとき、当該特定の一の者（以下「代表委託先」という。）に対し、原約款第１２条に規定する甲が支払うべき額のうち代表委託先以外の契約者に対するものについて、原約款第１１条第１項及び同条第２項第１号に規定する検査を行わせることができる。この場合、代表委託先以外の者に対する検査に対する責任は、代表委託先が負うものとする。

二　前号に基づき代表委託先が原約款第１１条第１項及び同条第２項第１号に規定する検　査を行った場合は、代表委託先はその結果を別添様式による検査完了報告書により直ちに甲に報告しなくてはならない。

三　原約款第１１条第３項から第７項及び第９項の規定は、第１号に規定する検査に準用する。この場合において、原約款第１１条第３項から第７項及び第９項中「甲」とあるのは「代表委託先」と読み替えるものとする。

（経費等の範囲）

第３条　原約款中「委託業務の実施に要する経費（又は要した経費）」とあるのは、第１条第２項の甲が負担する経費とする。

２　原約款第１１条第７項中「調査委託契約約款別表に掲げる書類」とあるのは、第１条第２項の甲が負担する経費に係る書類とする。

（委託業務の実施に要する経費の支出）

第４条　委託業務の実施に要する経費の支出については、原約款第５条ただし書きの規定は適用しないものとする。

（約款との関係）

第５条　この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附　則

この特別約款は、平成２６年４月1日から施行する。

附　則

この特別約款は、平成２６年７月１５日から施行する。

附　則

この特別約款は、平成２７年４月1日から施行する。

附　則

この特別約款は、平成３０年４月２５日から施行する。

附　則

この特別約款は、２０２３年４月２０日から施行する。

（別添様式）

　　　　年　月　日

検　査　完　了　報　告　書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　理　事　長　　殿

住　　　所

名　　　称

氏　　　名　　　　　　　　　役職印

　　　　年　月　日付け委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　　　　　」に係る連名契約先について、脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業調査委託契約に係る特別約款第２条第二号の規定により検査を実施しましたので、同条第二号の規定により報告致します。

記

１．検査した連名先

 （注）検査した連名先名を記入のこと。

２．検査実施年月日

 （注）連名先ごとに検査実施日を記入のこと。

３．検査の結果

 （注）検査における指摘事項等を連名先ごとに記入のこと。

４．経費発生調書

別紙、経費発生調書のとおり

（注）別紙として、経費発生調書を添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
|  契約管理番号 |  ○○○○○○○○－○ |

　　備　考：用紙の寸法は、日本工業規格Ａ４とし、左とじとすること。